

# 議会の



## 12月定例会

令和5年第4回鶴田町議会定例会が、12月7日から12月15日までの会期9日間で開かれました。

今定例会では、議案15件について審議が行われ、原案どおり議決（可決14件、承認1件）されました。

### 議決された議案

議案第70号	令和5年度鶴田町一般会計補正予算（第6号）案
議案第71号	令和5年度鶴田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案
議案第72号	令和5年度鶴田町水道事業会計補正予算（第3号）案
議案第73号	令和5年度鶴田町介護保険特別会計補正予算（第2号）案
議案第74号	令和5年度鶴田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
議案第75号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて 専決第11号 令和5年度鶴田町一般会計補正予算（第5号）
議案第76号	鶴田町事務分掌条例の一部を改正する条例案
議案第77号	鶴田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び鶴田町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第78号	鶴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第79号	鶴田町の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
議案第80号	鶴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
議案第81号	鶴田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
議案第82号	令和5年度鶴田町一般会計補正予算（第7号）案
議員提出議案第2号	鶴田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例案
議員提出議案第3号	鶴田町議会委員会条例の一部を改正する条例案

## 一般質問

### 12月定例会一般質問の要旨をお知らせします

澁谷 秀明 議員

所属党派 政心会

#### ①旧富士見スキー場跡地利用について

富士見スキー場が閉鎖してから何の利用もしないで、用地貸付料として、毎年35万円第1財産区へ支出しているのはなぜか。

#### ②富士見湖パーク周辺の交通渋滞について

春の桜まつり開催時期に問題になった、観光客の歩行中の危険な行動、これが交通渋滞の原因

因となつています。これに対して何か策を講じたものですか。10月末、鶴の舞橋の改修工事に伴う、素晴らしいイベントが行われました。しかし、同じ問題がまた起きている。どのように思いますか。

#### ③観光バス等の降車場について

「一般車両駐車禁止（自転車も含む）」いい内容の看板だと思えます。いい看板でも駐車場の一番奥の、1メートルほどの高さにあつては道路から見えづらいうし、看板の前に車が止まったら見えないですよ。いかがですか。

#### ④鳥インフルエンザ対応について

10月にカラスの死骸が見つかり役場に相談したところ、県に報告したら、数的にまだ調べない事はないと言う事で回収していただきましたけれど、それでいいのですか。

#### 答弁 町長

①旧富士見スキー場跡地利用について  
旧富士見スキー場は、昭和60年に鶴田町第1財産区と土地賃貸借契約を締結し、鶴田町営富士見スキー場として長年運営してきましたが、施設の老朽化と利用者の減少により令和3年3月をもって廃止しております。

このことから、第1財産区に対し、土地賃貸借契約解約について協議をしたところ、「附属施設である管理棟、アンバリーフト、照明塔、埋設電線を全て撤去し、現状回復することを解約の条件とし

ます。また、附属施設の残存期間に係る賃貸借料は支払っていただきます」との回答がありました。その後、管理棟以外の施設は、スキー場専用の施設となることから、令和4年度に解体撤去をし、管理棟については旧スキー場跡地の利活用と併せて有効活用すべきとのご意見もあり、解体撤去せずに現在に至っております。

これまで、さまざまな観点から施設の利活用方法について検討してまいりましたが、11月に開催されました常任委員会の合同視察時にも、観光資源としての活用を含め、さまざまなご意見をいただきました。いただいたご意見等も踏まえ、今後も関係課と連携しながら、旧スキー場跡地の活用方法について検討してまいります。

大溜池と新溜池の間の町道上のことで、この場所は鶴の舞橋を横から全体を見渡すことができる撮影スポットとなっており、歩行者が路上で三脚を使用して写真撮影したり、マナーに反する行為により交通の妨げになっていくこと、カーブがあり、車両が歩行者に気をつけながら走行しなければならぬことなどから、イベント開催や連休などで観光客が多い際に交通渋滞が起きているものと認識をしております。

これに対して講じた策は、歩行者とドライバーへの注意喚起を行い、イベント開催時には混雑している付近に警備員を配置して、案内をさせていただいております。以前より、道路の拡幅や歩行者専用道路の新設など、観光面も考慮した道路改良等のご意見をいただいておりますが、道路の構造上、歩行者専用の通路等の確保もでき

交通渋滞が起こる場所は、廻堰

ず、ため池に挟まれた道路を整備するには、ため池内の敷地を改良する必要があり、国、県、改良区との協議が必要で、想定工費が高額になることから町単独での事業化は難しい状況です。

この問題の根本的な解決は道路改良ですが、事業化には相当の時間と協議が必要ことから、注意看板の設置やSNSなどによる注意喚起を引き続き行い、イベント開催時での人員配置等についても再度検討し、現状での最善策を実施してまいります。

**③観光バス等の降車場について**

バス降車場は、令和2年の観光施設「ここにもあるじゃー」のオープンと同時に供用開始いたしました。観光バス等でいらつしやる観光客の方々は、丹頂鶴自然公園側から鶴の舞橋を渡り、対岸の富士見湖パーク駐車場に向かうのが慣例となっているため、県道沿いにバスが停車することによる交通の妨げを解消し、道路を利用する方や観光客の安全性を確保することを目的に整備したものです。

看板が見えづらいとのご意見については、ご指摘のとおりですので、早急に対処してまいります。

また、一部に身障者用駐車スペースを設置しており、一般車の駐車スペースもあるものと思われる方もいるようですので、バスとタクシーの降車場であることが一目で分かるように表記内容や設置場所についても改善してまいります。

観光で訪れた方々は、現地の事情を細かく把握しているわけでは

ありませんので、ほかの場所についても、案内看板の修繕や更新新設の際には、見えやすい場所への設置や分かりやすい表現等にも配慮した整備に努めてまいります。

**④鳥インフルエンザ対応について**

町では、野鳥の死骸が発見された際は、国と県の指導の下、その対応に当たってまいりました。

環境省では、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを設定しております。それまで対応レベル2となっておりましたが、令和5年10月25日付で対応レベル3に引き上げ、野鳥の監視を強化いたしました。サーベイランスとは、モニタリングシステム、いわゆる調査という意味に当たります。対応レベルでの実施内容の項目においては、カラスの死骸に関しましては、4つに区分された検査優先種のうち、優先度が3番目に該当します。そのうち、検査が実施されるのは、対応レベル2の場合に死亡野鳥等が5羽以上でしたが、対応レベル3に引き上げられたことにより、死亡野鳥等の数は2羽少ない3羽以上となりました。

死亡野鳥等の調査は、同一場所で見渡せる程度を目安とし、おおむね3日間程度の合計羽数が対応レベルごとに設定された死亡個体数が発見された場合を基本として、ウイルス保有状況の調査を実施するとされております。野鳥等の死骸の発見について連絡があった際は、これらに基づいた対応を基本としておりますが、町での判断が難しい場合は西北地域県民局

に報告し、対応をしております。昨年度、国内各地で高病原性鳥インフルエンザの感染が発生し、青森県内の養鶏場でも発生したことから、多くの方がより不安に感じていることと思います。また、死亡野鳥の検査基準が分からないことにより、不安が募る方もおられると思いますので、調査等がどのような内容なのかをはじめ、国や県からの情報を伝えるなど、丁寧な説明や情報発信に努めてまいります。

**(再質問)**

1番目のスキー場の跡地利用についてですが、さきに行われた委員会視察のときに、残っている管理棟があつたままだと絶対壊さなければいけないし、お金もかかりました。今だったらリフォームも利きます。私が提案したいのは、今富士見湖パークでバーベキューもキャンプもできないと、若い人から結構聞きます。このプームに乗って、オートキャンプ場やバーベキュー、その他もろもろ遊べる場所を造ったらいいいと思いますので、ぜひ検討してもらいたい。

2つ目の質問ですけれども、ガードマンの数が少ない。私も見ましたが、あれでは歩行者は言うことを聞きません。確かにあの町道は、右を見れば岩木山がきれいに見える。鶴の舞橋左側は本場にすばらしいフォトスポットです。であるならば、もう少しガードマンの数を増やしたほうがいいのではないかと。そして、道路に路側帯

をつけて、もっと迅速に県、国と話をし、橋まで行かないけれども、木道の歩道を作るのもいい案だと思います。3つ目の降車場の件ですけれども、看板を入り口近くの目線より高い位置に置いたら、入る前にみんな見えます。以前は、観光バスが路上駐車で降車させていて、非常に農家の皆さんとトラブルが多く、私もあそこ隣でリンゴ畑を持っていましたけれども、そういうトラブルがなくなりました。そういうのを検証して、看板の位置も考えたほうがいいのではないかと提案させていただきます。

4つ目の鳥インフルエンザ対応ですけれども、うちの園地でカラスが2羽死んでいて、100メートル範囲内でもう1羽死んでいます。これで3羽以上死んでいるんです。目に見えない林や沼地、湖の中、死んでいる可能性はいくらでもあるんです。県、国に確かに指示を仰ぐのも必要です。けど、鶴田町の20キロ以内は藤崎でもどこにも養鶏場があります。そういうところで発見されたときに、そういういえば鶴田でもカラス死んでいましたよねという話になる前に鶴田町独自で検査したほうがよいのではないのかなど。もしそれが風評被害になったら、鶴田町の農産物どうなるんですか。そういうことを真面目に考えてもらいたい。

大溜池と新溜池の間の道路についてですが、今現在は注意喚起と警備員の配置で対応せざるを得ませんので、警備員については今後担当課のほうにもっと検討させて、安全性の確保を高めるようにさせていきたいと思っております。それから、歩道の検討についても関係機関と検討をさせていきたいと思っております。

**降車場の看板については、私も質問が出た後、すぐ現場に行きました。1メートルもないところに看板があつて、その前に車が駐車していれば完全に見えないという状況です。もっと入り口のところに見えるような形で設置するよう担当課に指示していますので、早急に看板を手前に持つてくるようにさせます。**

鳥インフルエンザのカラスの死骸については、見渡せる範囲や3日間程度という目安において、町で判定が難しい場合は県に報告して、これまでも対応してきました。これについては担当課のほうから補足回答させます。

**答弁II 産業課長**  
カラスの死骸についてですが、対応レベルが3に引き上げられたことにより、3羽以上が対象になるということでございます。ただ、見渡せる範囲、もう一つは3日間程度という日にちの規定もあり、町で判断は難しいということか

**答弁II 町長**  
最初の旧富士見スキー場の利活用ですが、私自身もオートキャンプ場のような施設があればいいと

### 小関 優 議員

所属党派 政優会

ら、先般は県民局に報告して判断を仰いだ結果、調査には該当しないということでごさいます。ただ、皆さん不安に思われていて、引き続き県民局にも意見を申し伝えてお願いしていきたいと思ひます。

また、町独自での検査は行っておりません。あくまでも、その野鳥を県が県の施設に運んで、鳥インフルエンザの陽性が陰性かというのを調べておりますので、その辺につきましても再度県民局に意見があったということをお願いさせていただきます。

#### (再々質問)

県民局の対応、役所的な言葉遣いです。町独自で、県にお願いしなくても保健所でもできると思っています。それぐらいの予算をつけてやったほうがあずましく気持ち持てるんです。万が一ということを考えてもらいたい。

#### 答弁II 産業課長

町独自で委託しての検査につきましては、検討させていただきたいと思ひます。今この場でやれるという確約はできませんので、委託が可能なものかどうかも含めて調べさせていただきます。

#### ①人口減少対策について

定住・移住するためには、住む場所と仕事(生活するためのお金)が必要です。このことについて、鶴田町はどのような対策を実施しているかお知らせください。

#### ②リアルタイムの情報提供について

災害情報・農業等の補助事業情報・除排雪情報等、いち早く町民の方に伝えたい方がよい情報があります。

広報つるたや毎戸配布されるチラシでは配布されるまでに時間がかかり、防災無線では風向きや窓を閉めている状況では聞き取れないことがあります。

インターネットの公式アカウント(LINEやX(旧Twitter)など)があれば、それをフォローすることで、リアルタイムの情報が自動的に届きます。リアルタイムで情報を届けるために公式アカウントを開設してはいかがでしょうか。

#### ③富士見湖パーク(鶴の舞橋そば)にりんごの樹を

りんご農家の方から、「観光客が勝手に園地に入り、りんごを触ったり、写真を撮ったりして困る」というお話を伺いました。

県外の知人の話では、津軽地方の道路を初めて車で走ったとき、りんごがたわわになつていてる様子を見て、感動のあまり車を降りて近くに行きたくなったそうです。観光客の気持ちも分かるし、農家の方の気持ちも分かる。今、富士見湖パーク内のローラー滑り台が使えなくなり、その他の施設も老朽化が進んでいるものもあります。また、バーベキュー場のコンロが撤去され、公園全体のあり方を見直す時期になってきているようです。

また、地域おこし協力隊事業を活用し、地域外の人材を積極的に誘致し、地域活力の維持および向上を図りながら、隊員の定住定着に結びつけるための支援も行っており、地域おこし協力隊の退任後に起業または事業承継した場合、100万円の起業支援補助金の支給も実施しております。

首都圏において実施する移住フェアにより、移住希望者と直接話をする機会が増えており、町内での就職先についての問合せも少なからずあり、その際は町の基幹産業は農業ということをお伝えながら、町所在の会社名などをできる範囲で、紹介をしてみたいと思っております。

#### 答弁II 町長

#### ①人口減少対策について

町では、移住・定住の促進につながる施策として、さまざまな事業を実施しております。

鶴田町移住定住促進交付金事業は、定住のための住宅を取得した世帯を対象に、新築10万円、中古5万円を基本額として、その他の加算要素に応じて交付しております。

あおもり移住支援事業は、東京圏から鶴田町に移住し、青森県が行うUIJターン就職支援または起業支援等を活用した世帯を対象に最大100万円を給付しております。

空き家バンク利用促進事業は、移住、定住の促進を図るため、空き家バンクを通じた売買、賃貸、改修、片づけなどの経費を対象に、所有者または購入者に対して補助金を交付しております。

具体的には、性別、年代、住んでいる地域、知りたい情報など、利用者の属性を取得する登録フォームを構築することにより、利用者の嗜好に合わせた情報を発信し、予約配信、定期配信機能の装備により必要な情報の見逃しを防ぐなど、本人の要望に添った情報を迅速かつ的確に伝える体制を整備するものです。

また、可能な範囲に限られますが、各種申請や手続等をLINE上で行う機能についても整備するなど、町民の方々の行政手続についての利便性の向上にも資するものと期待しております。

#### ②リアルタイムの情報提供について

町では現在、防災情報をはじめ、観光情報やイベント、検診等のお知らせなどの情報伝達手段として、町ホームページや防災行政無線、登録制メールであるつるりんほっとメール、SNSであるつるりんFacebookのほか、必要に応じて緊急速報メール、いわゆるエリアメールを活用しています。

防災行政無線については、建物内にいる場合や天候によっては聞きづらい場合もあるとのご意見もあることから、つるりんほっとメールやつるりんFacebook、エリアメールを併用して情報伝達に努めているところです。

インターネットの公式アカウント「LINE」や「X」を活用すべきとのご質問につきましては、町では現在、新型コロナウイルスワクチン接種予約専用としてLINEアカウントを開設しておりますが、来年度からは機能を拡張し、セグメント配信機能を装備するなど情報発信の強化を図った上での活用を検討しており、かかる経費について来年度当初予算に計上することとしております。

具体的には、性別、年代、住んでいる地域、知りたい情報など、利用者の属性を取得する登録フォームを構築することにより、利用者の嗜好に合わせた情報を発信し、予約配信、定期配信機能の装備により必要な情報の見逃しを防ぐなど、本人の要望に添った情報を迅速かつ的確に伝える体制を整備するものです。

#### ③富士見湖パーク(鶴の舞橋そば)にりんごの樹を

りんご農家の方からのお話は、園地での心ない観光客の振る舞いによるものであり、被害に遭われた園主の方にはやりきれない思いであると、その心痛をお察し申し上げます。新型コロナウイルス感

りんご農家の方から、「観光客が勝手に園地に入り、りんごを触ったり、写真を撮ったりして困る」というお話を伺いました。県外の知人の話では、津軽地方の道路を初めて車で走ったとき、りんごがたわわになつていてる様子を見て、感動のあまり車を降りて近くに行きたくなったそうです。観光客の気持ちも分かるし、農家の方の気持ちも分かる。今、富士見湖パーク内のローラー滑り台が使えなくなり、その他の施設も老朽化が進んでいるものもあります。また、バーベキュー場のコンロが撤去され、公園全体のあり方を見直す時期になってきているようです。

染症の5類引き下げ以降、全国的に観光客が増えている傾向ですが、観光目的であっても最低限のマナーは必ず守っていただきたいものと思っております。

さて、富士見湖パーク内のローラー滑り台やバーベキュー施設のコンロは、老朽化により使用禁止撤去することになり、子供連れの家族や仲間同士などがゆつくり滞在できるスペースが少なくなり、公園全体の在り方についても見直す時期にあると認識しております。

また、富士見湖パーク内にリンゴの木を植樹してはとのご意見については、果樹の栽培となると専門的な知識と作業も必要であることから、維持管理のことも考慮しながら、持続可能な公園運営と町民の憩いの場としての機能充実のため、慎重に検討してまいります。

**(再質問)**

1点目の人口減少対策については、先般全員協議会の中で、給食センターの人員が確保できないので、委託することも考えているというふうなことが話されました。委託するとすると、町の人たちの雇用の場をなくすということになります。また、委託するに当たっても、先般の試算では通常の運営額より800万円ほど多くかかるという話でした。800万円多くかかるのであれば、その分も町民の仕事が増えるような形で給食センターを運営していただくほうがよいと私は考えております。

働く場所、仕事、生活するためのお金が必要なので、わざわざ外部にお金をしかも多く払う必要はなく、鶴田町の中で解決していくべきだと考えます。

2点目のリアルタイムの情報提供については、公式アカウントが開設したら、これからは農業情報の補助金情報等々だけではなく、ふるさと納税の協力や、県外の大学に進学している方への成人式の情報など、そういうふうな形で登録すれば、鶴田町のいろんな情報が届くよということのアピールしながら、登録者数を増やしてリアルタイムで情報を教えていただければと思います。

3点目の富士見湖パークにリンゴの木をというところですが、今現在、春の桜まつり自体は、もう鶴田町だけでなく、弘前も含めて、ゴールデンウィーク期間中には温暖化で花が咲いていないという状況が増えてきております。その桜の次に咲くのがリンゴの花です。そういう意味では、桜まつりがもしゴールデンウィークに開催できないようであれば、リンゴの花を見ようというのも一つの方法だと思っております。その辺も考えながら計画していただければいいなと思っております。

**答弁II町長**

給食センターの件については、民間に委託しても800万円多くなる、そこが私も今ちょっと引っかかっているところがございます。職員については、そのまま引き続き雇用してもらおうという考え

方で私たちは説明をしたつもりですが、それでも民間の相手方があるわけですので、この件については、補足があれば教育委員会の方から答弁させます。

2番目のリアルタイムの情報提供については、ふるさと納税の募集や県外の方にもリアルタイムで情報を伝えていけるということで、そのような形で今まで以上に情報発信に力を入れていきたいと思っております。

最後のリンゴのことですけれども、富士見湖パークは、岩木山、そして周りのリンゴ園、全てが観光資源だと思っております。そういう意味では、今言われた春の桜の花の咲くときからリンゴが赤く収穫を迎える時期まで、富士見湖パークにもっとお客さんが来てもらうために、全体的な見直しをこれからしてまいりたいと思っております。

**答弁II総務課長**

2点目のリアルタイムの情報提供については、町では、これまでコロナワクチン接種業務ではLINEを活用してきましましたけれども、この内容を拡張し、さらに充実した情報提供ができるように、新年度から取り組みする予定でございます。より多くの情報を町民の皆さまに提供するとともに、セグメント配信機能も有効活用して、町民に必要な情報を迅速に伝えるということも重要なことかと思っております。これらの機能も十分活用しながら、本人の意向、希望に添った情報提供に努めていければと思っております。

なお、県内の市町村の中でも、オンラインでの申請業務等についてLINEを使うという新聞記事も掲載されております。これらも参考にしながら、町としても情報提供のみならず申請についてもできるような形で、進めていければと考えております。また、活用に当たりましては、登録していただかないといけないということ、今後、これを整備した上で、登録者数を増やす取組も町としても取り組んでいければと考えております。

**答弁II教育次長**

給食センターの外部委託の件で、全員協議会でご説明させていただきましたが、その際に小関議員から県内の直営でできているところの状況をというところで、調査いたしましたところ、ほぼ余裕を持った人員で運営しているということでしたので、当町でも2人増員して運営していきたいと思っております。皆さまにご説明して承諾いただけたなら、今年度からでも増員して運営し、それでも駄目なら委託を考えようかなと思っております。

**答弁II企画観光課長**

富士見湖パークの件で、桜の後のリンゴの花という話ですけれども、富士見湖パークの全体の計画を見直していくという意味では、時期についても参考にしていく部分だなと感じております。

11月に開催されました常任委員会の合同視察の中でも、富士見湖パークをご覧いただいて、その中

意見もいただいております。そういったご意見を検討の中でいろいろ吟味していつ、今後、楽しく飽きられないような富士見湖パークの計画をつくってまいりたいというふうに考えております。

**【有料広告】**

**この社会あなたの税がいきている**

西北五税務関係団体協議会は、税知識の正しい理解と普及、納税道義の高揚を目的として、下記の団体で構成されています。

・五所川原商工会議所	・五所川原税務署管内 青色申告会連合会	・五彰会
・西・つがる商工会連絡協議会	・公益社団法人五所川原法人会	・北五小売酒販組合
・北五地域商工会プロダクツ会	・五所川原税務署管内 農業青色申告会連合会	・鶴ヶ沢小売酒販組合
・東北税理士会五所川原支部		

**西北五税務関係団体協議会**

申告所得税及び復興特別所得税の申告・納付の期限は3月15日(金)、個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告の申告・納付の期限は4月1日(月)です！

事務局(五所川原商工会議所内) 0173-35-2121(中山)